

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5 月24日

【計算期間】 第33期（自 平成24年 8 月29日 至 平成25年 2 月28日）

【ファンド名】 G T グローバル インベストメント・オープン
（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー14階

【電話番号】 （ 03 ） 6447 - 3086

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	内外の株式（DR（預託証券）を含みます。）・債券を主要投資対象とし、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
---------	---

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、複数の資産（株式・債券）による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	
	資産複合	

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、複数資産（株式・債券）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
	(一般)	
	(大型株)	
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	
	(公債)	
	(社債)	
	(クレジット属性)	
	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券）	
	資産複合	
	(資産配分固定型)	
	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年2回	
	年4回	
	年6回（隔月）	
投資対象地域	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの なお、ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みます
	日々	
	その他	
	グローバル	
	日本	
	北米	
為替ヘッジ	欧州	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
	オセアニア	
	アフリカ	
	エマージング	
	中近東（中東）	
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
	為替ヘッジなし	

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

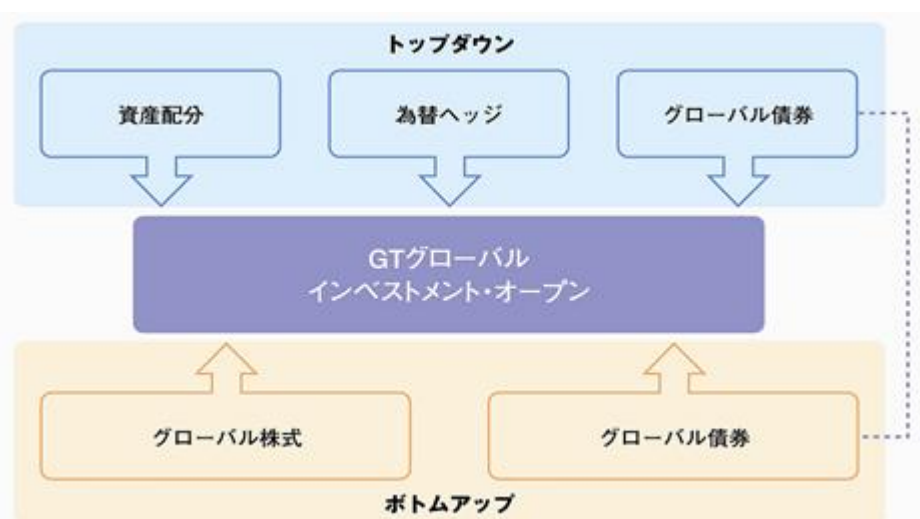
1.	日本を含む世界各国の株式 ¹ ・債券の中から、企業の収益性、成長性、安定性、割安度などを総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。 1 株式にはDR（預託証券）を含みます。
2.	資産配分、為替ヘッジ比率の決定については、トップダウン・アプローチ、株式ポートフォリオの運用についてはボトムアップ・アプローチ、債券ポートフォリオの運用についてはトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを併用したアクティブ運用を行います。
3.	外貨建資産の投資に当たっては、投資環境・ヘッジコストなどを総合的に勘案しながら機動的に為替ヘッジを行います。

4	MSCI世界株式指数（円ヘッジベース）²をベンチマーク³とします。 ² MSCI世界株式指数（円ヘッジベース）は、MSCIインクが算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。この情報はMSCIインクの営業秘密であり、またその著作権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。 MSCI世界株式指数の構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。かかる見直しに伴い、ファンドはベンチマークを変更することがあります。 ³ ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
5	インベスコ・アドバイザーズ・インク（米国、アトランタ）に、運用指図に関する権限を委託します。

ファンドの投資戦略

投資戦略

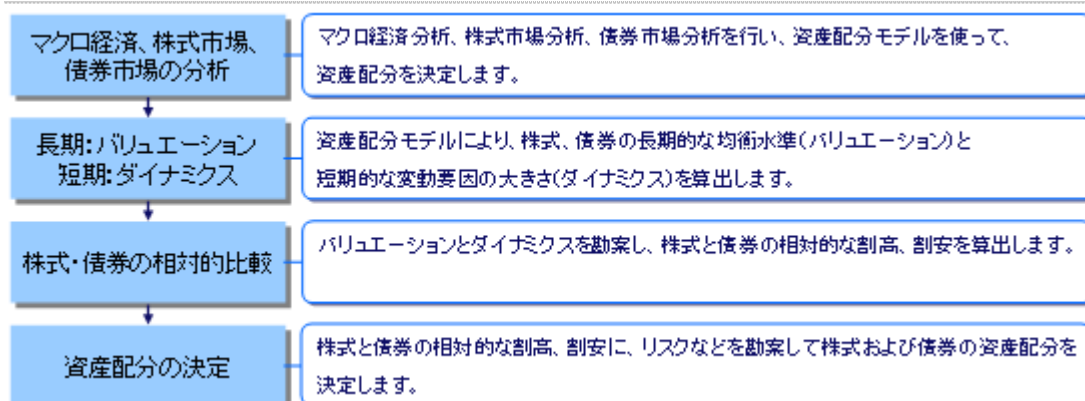
- ・日本を含む世界各国の株式、債券に分散投資を行います。
- ・株式および債券の資産配分、為替ヘッジ比率の決定は、主として経済動向の分析に基づくトップダウン・アプローチを用います。
- ・株式は個別銘柄分析に基づくボトムアップ・アプローチ、債券は経済動向の分析に基づくトップダウン・アプローチおよび債券発行体に関する信用状況の分析に基づくボトムアップ・アプローチを併用し、ポートフォリオを構築します。



ファンドの運用プロセス

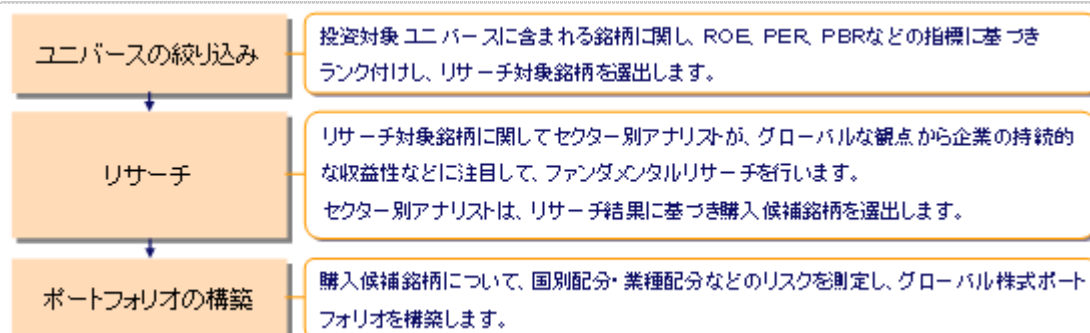
運用プロセス

■ 資産配分プロセスおよび為替ヘッジ

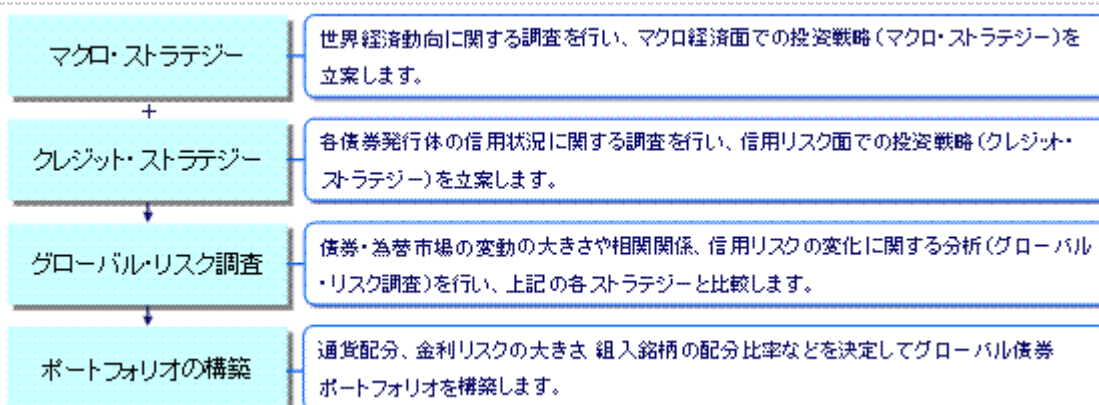


- ・ 外貨建資産の為替ヘッジ比率は、投資環境、ヘッジコスト、ポートフォリオ全体のリスクなどを総合的に勘案しながら機動的に変更します。

■ 株式運用プロセス



■ 債券運用プロセス



ファンドの運用プロセス等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

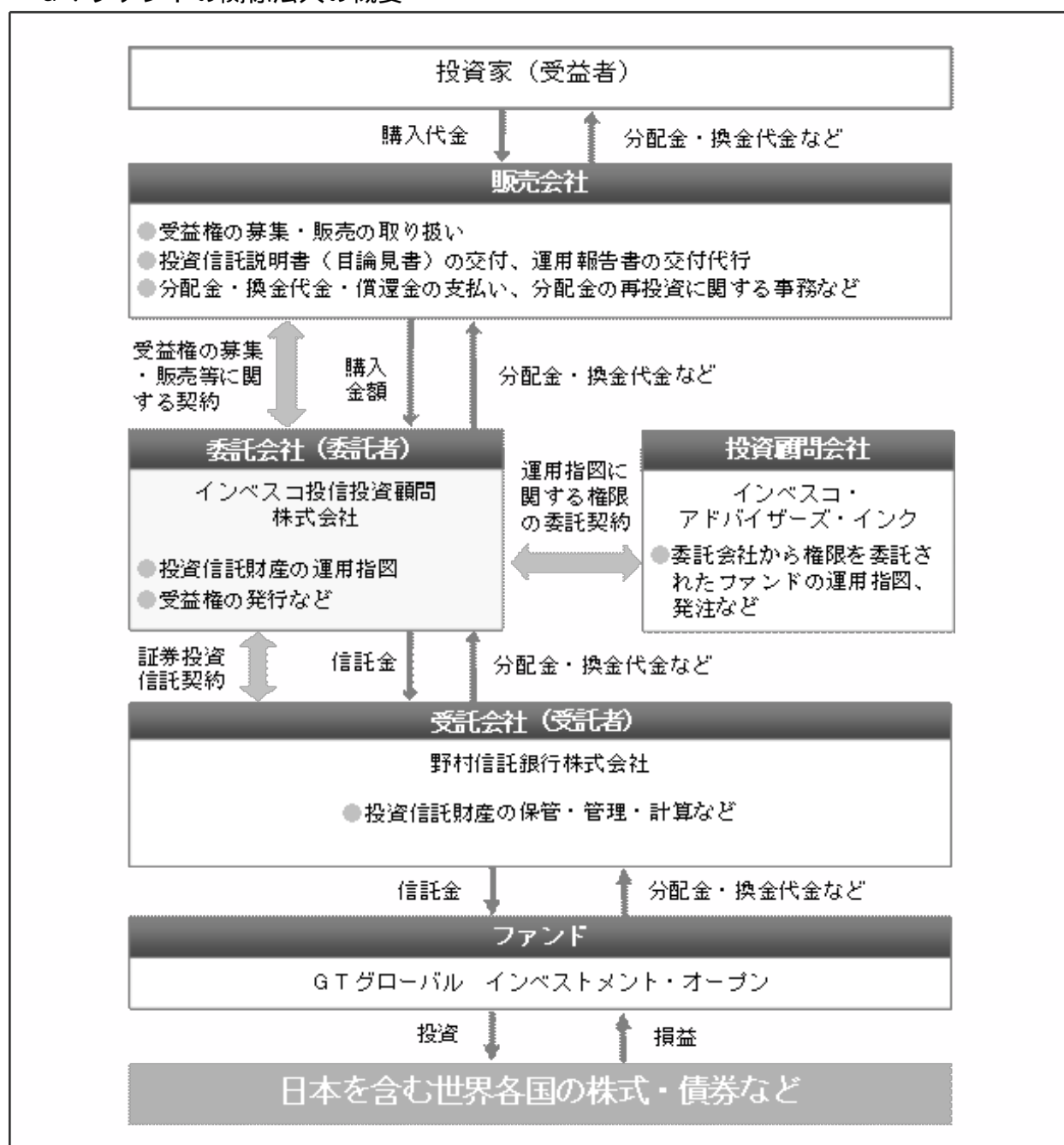
(2) 【ファンドの沿革】

平成 8 年 8 月 30 日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成11年10月 1 日	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託
平成15年 7 月 1 日	運用の指図に関する権限の委託先をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドからインベスコ・インスティテューショナル（現インベスコ・アドバイザーズ・インク）に変更
平成19年 1 月 4 日	投資信託振替制度への移行

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a．ファンドの関係法人の概要



b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 野村信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・アドバイザーズ・インク	委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

[次へ](#)

委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）		
資本金	4,000百万円（平成25年3月29日現在）		
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併		
大株主の状況	（平成25年3月29日現在）		
	名称	住所	所有株式数
	インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	英国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地EC2A 1AG	40,000株
			所有比率
			100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
主な投資態度	・日本を含む世界各国の株式・債券の中から、企業の収益性、成長性、安定性、割安度等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。 ・アロケーションについてはトップダウン・アプローチ、運用についてはボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。 ・外貨建資産の為替ヘッジについては、投資環境・ヘッジコスト等を総合的に勘案しながら機動的に対応します。 ・インベスコ・アドバイザーズ・インクに運用指図に関する権限を委託します。

(2)【投資対象】

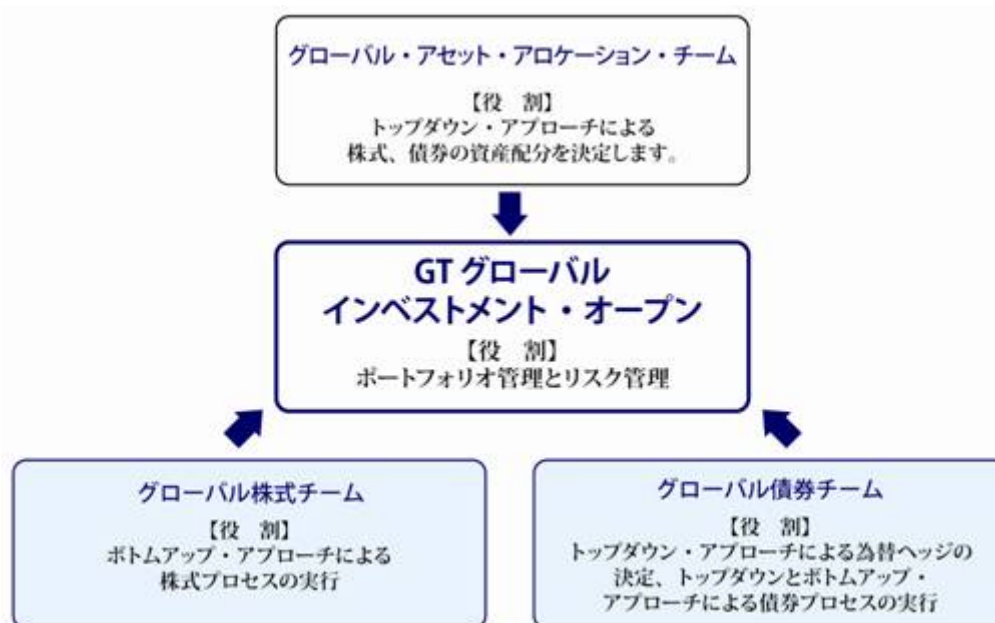
投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a．有価証券 b．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条および第26条に定めるものに限り、ます。） c．約束手形 d．金銭債権
--	---

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 a．株券または新株引受権証書 b．国債証券 c．地方債証券 d．特別の法律により法人の発行する債券 e．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j．コマーシャル・ペーパー k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a．から k．までの証券または証書の性質を有するもの m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。） q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。） r．外国法人が発行する譲渡性預金証書 s．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの t．外国の者に対する権利で前 s．の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a．預金 b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c．コール・ローン * 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3)【運用体制】

インベスコ・アドバイザーズ・インクにおけるファンドの運用体制

運用体制図

ファンドの運用体制
の概要

委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アドバイザーズ・インクに委託します。
 ファンドの運用は、インベスコ・アドバイザーズ・インクの「グローバル・アセット・アロケーション・チーム」、「グローバル株式チーム」、「グローバル債券チーム」が担当します。

ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・運用部門の運用管理部（2名程度）は、運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（5名程度）は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 *「3 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、平成25年3月29日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年2回の2月28日および8月28日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 * 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。 * 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

株式への投資制限 (運用の基本方針)	株式への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資 制限(運用の基本方 針)	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券など への投資制限(第19 条の2第5項)	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への 投資制限(第22条第 1項)	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受 権証券などへの投資 制限(第22条第2 項)	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債 などへの投資制限 (第23条)	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ¹ への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ¹ 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投 資制限(第19条の2 第4項)	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信用取引の指図(第 24条)	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図（第25条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 - わが国の金融商品取引所²における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ² 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第26条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第27条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第28条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第29条）	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第38条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、国内外の株式・公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、組入有価証券の価格の下落や金利動向などのほか、組入有価証券の発行者の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の主な変動要因

価格変動リスク	ファンドは、株式や公社債などの値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
為替変動リスク	ファンドは、投資環境・為替ヘッジコストなどを総合的に勘案しながら、外貨建資産に対し機動的に為替ヘッジを行いますが、為替ヘッジ比率を決定する前提となる委託会社および投資顧問会社のマクロ分析に基づく為替動向の想定と実際の各国通貨の対円での値動きが一致しないことも想定されます。その場合、為替変動の影響を直接受け、基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、為替ヘッジ比率が低い時に、円高局面となった場合、当該通貨建ての資産価値が大きく減少する場合があります。また、為替ヘッジ比率を高めた場合には、円金利が為替ヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。 また、当該通貨に対して直接為替ヘッジを行うことができないかまたは実質的に直接為替ヘッジを行うことが困難であると考えられる場合には、主要国の通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行う場合もあります。なお、為替ヘッジを行うことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。
信用リスク	ファンドに組み入れた株式等証券の発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに関する外部評価の変化などにより、組入証券の価格が変動し、基準価額が下落する要因となる場合があります。

流動性リスク	流動性や市場性が乏しい組入証券について、期待される価格で売却できないことにより、基準価額が下落する場合があります。
カントリー・リスク	ファンドは、世界のあらゆる市場に投資機会を求め、新興諸国の株式や債券に一部投資する場合があります。新興諸国の株式や債券は、先進国市場の株式や債券と比較して、価格変動が大きくなる傾向があると想定されます。また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する課徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止、デフォルトなどが発生した場合、価格変動が極めて大きくなるばかりでなく、投資した資金の回収が困難となることも想定されます。

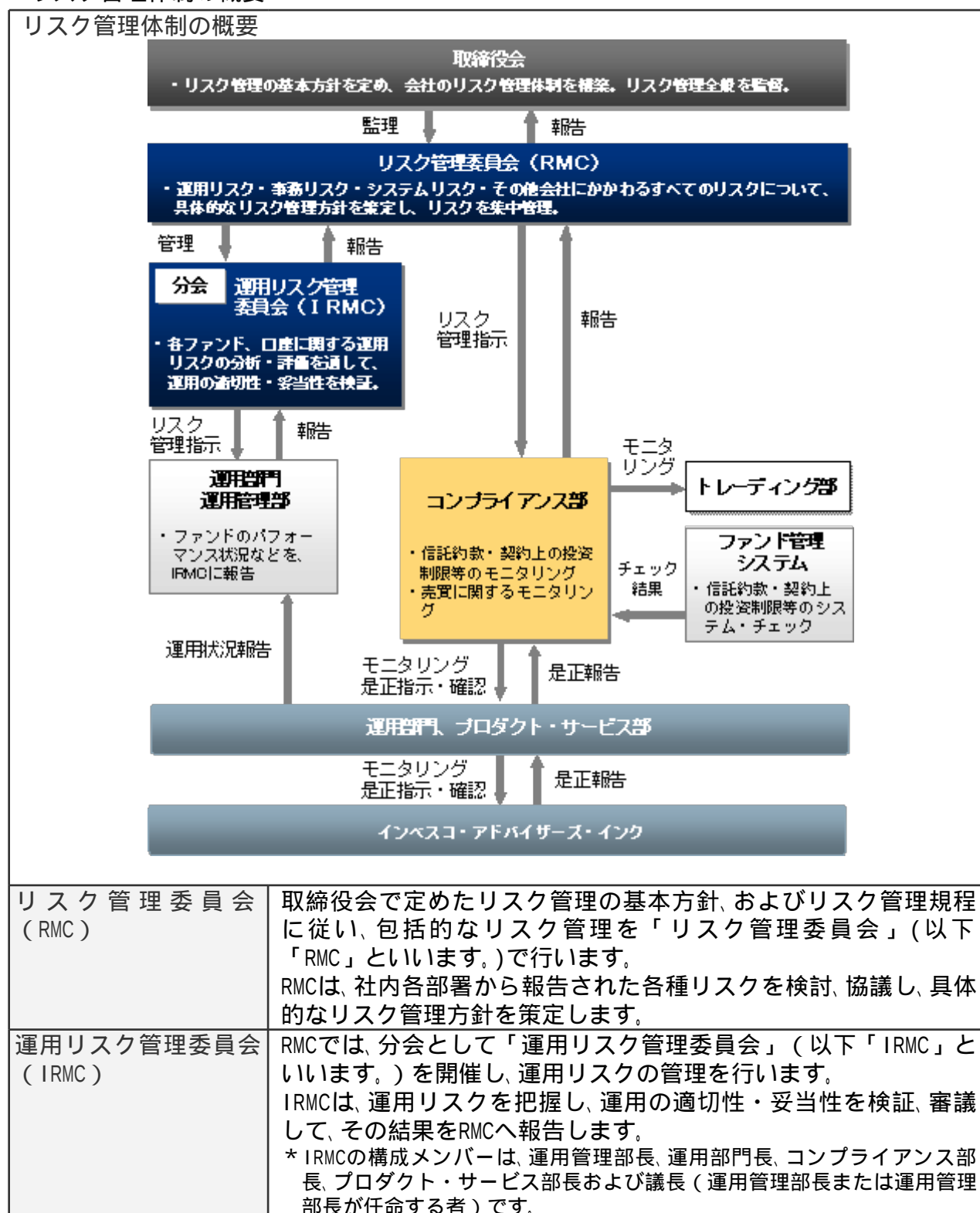
基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
ベンチマークに関するリスク	ファンドは、MSCI世界株式指数（円ヘッジベース）をベンチマークとしますが、ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回るリターンを得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ファンドは、世界のあらゆる市場に投資機会を求め、ベンチマーク構成国以外の株式への投資、ベンチマークには含まれない債券への投資、外貨建資産に対する機動的な為替ヘッジなども行います。したがって、ファンドの基準価額の値動きがベンチマークとは大きく異なることも想定されます。なお、投資対象国の株式市場の構造変化などによっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
運用体制について	ファンドの運用体制については、今後変更となる場合があります。また、かかる変更に伴い、保有銘柄の入れ替えなどが行われ、基準価額が下落する場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制の概要

リスク管理体制の概要



リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。 * IRMCの構成メンバーは、運用管理部長、運用部門長、コンプライアンス部長、プロダクト・サービス部長および議長（運用管理部長または運用管理部長が任命する者）です。

関係部署の役割

運用管理部	運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、IRMCに報告します。
コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
運用部門／プロダクト・サービス部	運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果を運用管理部に報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。

インベスコ・アドバイザーズ・インクにおけるファンドのリスク管理体制

インベストメント・アナリティクス・チーム	運用部門から独立したチームがBARRAモデルでポートフォリオのリスク管理を行い、月次でインベストメント・コミッティ、投資管理委員会に報告します。
投資管理委員会	インベストメント・アナリティクス・チームからポートフォリオの運用結果、リスク管理結果の報告を受けます。運用の最終責任者として、運用結果、リスク水準を監督します。

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率2.0265%（税抜き1.93%）を乗じて得た額とします。													
信託報酬の配分	<table><tr><td>総 額</td><td colspan="3">年率2.0265%（税抜き1.93%）</td></tr><tr><td rowspan="2">配 分</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>年率 0.9765% (税抜き 0.93%)</td><td>年率 0.9450% (税抜き 0.90%)</td><td>年率 0.1050% (税抜き 0.10%)</td></tr></table> * 委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アドバイザーズ・インクへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。			総 額	年率2.0265%（税抜き1.93%）			配 分	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.9765% (税抜き 0.93%)	年率 0.9450% (税抜き 0.90%)	年率 0.1050% (税抜き 0.10%)
総 額	年率2.0265%（税抜き1.93%）													
配 分	委託会社	販売会社	受託会社											
	年率 0.9765% (税抜き 0.93%)	年率 0.9450% (税抜き 0.90%)	年率 0.1050% (税抜き 0.10%)											
支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。													

(4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託事務の諸費用

該当する費用	・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用 ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他信託事務の諸費用

該当する費用	・ 監査費用		
計算方法等	<table><tr><td>その他信託事務の諸費用 上限固定率</td></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td></tr></table> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 <table border="1" data-bbox="507 409 1409 629"> <tr> <td>平成25年12月31日まで</td><td>10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)</td></tr> <tr> <td>平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)</td></tr> <tr> <td>平成50年 1 月 1 日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税 5 %)</td></tr> </table> ・ 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。	平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)	平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)	平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)						
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)						
平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)						
解約金および償還金に対する課税	・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 <table border="1" data-bbox="507 810 1409 1030"> <tr> <td>平成25年12月31日まで</td><td>10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)</td></tr> <tr> <td>平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)</td></tr> <tr> <td>平成50年 1 月 1 日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税 5 %)</td></tr> </table> ・ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。	平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)	平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)	平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)						
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)						
平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)						
損益通算について	・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。						

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 <table border="1" data-bbox="507 253 1393 409"> <tr> <td>平成25年12月31日まで</td><td>7.147%</td></tr> <tr> <td>平成26年1月1日から平成49年12月31日まで</td><td>15.315%</td></tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td><td>15%</td></tr> </table> ・ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。	平成25年12月31日まで	7.147%	平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%	平成50年1月1日以降	15%
平成25年12月31日まで	7.147%						
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%						
平成50年1月1日以降	15%						
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。						

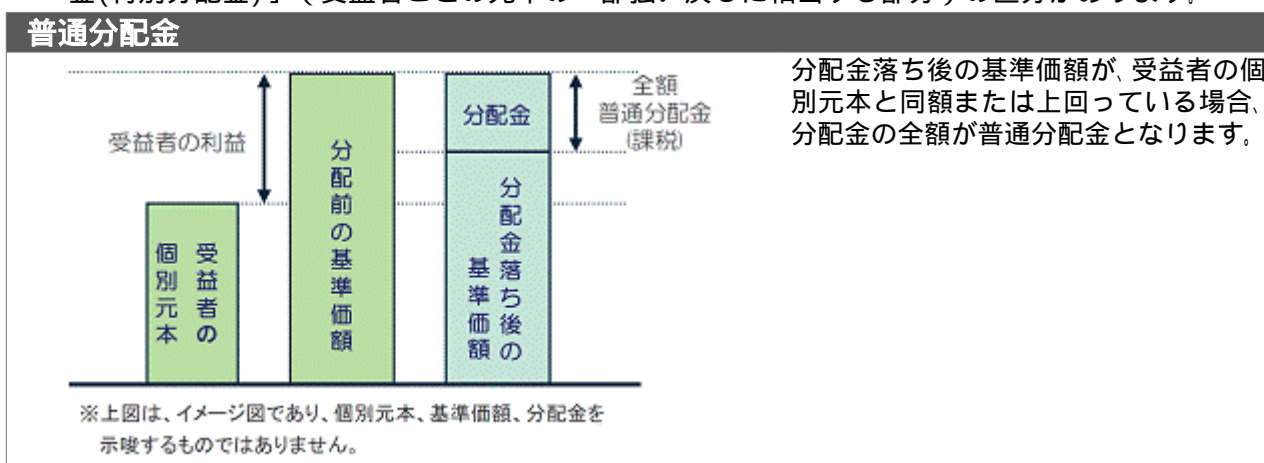
個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

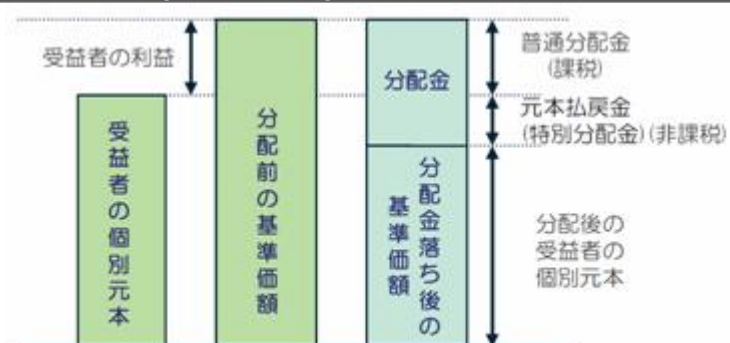
「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。



元本払戻金(特別分配金)



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

上記は、平成25年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成25年3月29日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	1,338,894,224	45.40
	日本	378,916,850	12.84
	イギリス	251,484,931	8.52
	フランス	201,307,300	6.82
	オーストラリア	155,310,060	5.26
	スイス	110,206,695	3.73
	ドイツ	106,119,461	3.59
	スペイン	77,219,215	2.61
	カナダ	74,490,587	2.52
	ノルウェー	69,738,629	2.36
	イタリア	32,340,661	1.09
	香港	27,779,040	0.94
	小 計	2,823,807,653	95.75
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		125,139,971	4.24
合 計(純資産総額)		2,948,947,624	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】(平成25年3月29日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	CORNING	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	76,266	1,185.30	90,398,773	1,253.68	95,613,654	3.24
2	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食品・飲料・タバコ	31,200	2,340.00	73,008,000	2,249.00	70,168,800	2.37
3	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	32,283	1,964.85	63,431,410	1,966.58	63,487,279	2.15
4	日本	株式	日産自動車	自動車・自動車部品	67,600	937.00	63,341,200	905.00	61,178,000	2.07
5	アメリカ	株式	ACE	保険	7,263	8,027.86	58,306,357	8,367.62	60,774,085	2.06
6	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	13,546	4,633.43	62,764,489	4,463.61	60,464,101	2.05
7	アメリカ	株式	WESTERN DIGITAL	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12,733	4,423.46	56,324,021	4,728.83	60,212,243	2.04
8	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,795	7,187.31	56,025,100	7,667.89	59,771,253	2.02
9	アメリカ	株式	VALERO ENERGY	エネルギー	13,651	4,322.78	59,010,372	4,278.33	58,403,544	1.98
10	イギリス	株式	BARCLAYS	銀行	140,095	430.31	60,285,539	416.81	58,393,044	1.98

11	アメリカ	株式	ARCHER-DANIELS-MIDLAND	食品・飲料・タバコ	18,021	3,011.47	54,269,749	3,172.30	57,168,135	1.93
12	アメリカ	株式	MERCK	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,253	4,043.91	53,593,990	4,159.83	55,130,246	1.86
13	アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS	資本財	8,267	6,450.40	53,325,466	6,631.46	54,822,325	1.85
14	フランス	株式	TOTAL	エネルギー	11,548	4,588.01	52,982,395	4,509.86	52,079,968	1.76
15	アメリカ	株式	ORACLE	ソフトウェア・サービス	17,074	3,253.39	55,548,503	3,041.57	51,931,885	1.76
16	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行	92,700	513.00	47,555,100	558.00	51,726,600	1.75
17	日本	株式	ディー・エヌ・エー	ソフトウェア・サービス	19,800	2,600.00	51,480,000	2,555.00	50,589,000	1.71
18	アメリカ	株式	NASDAQ OMX GROUP	各種金融	16,248	2,991.18	48,600,833	3,037.81	49,358,418	1.67
19	ドイツ	株式	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	運輸	26,028	1,806.45	47,018,459	1,839.32	47,873,861	1.62
20	アメリカ	株式	3M	資本財	4,769	9,745.64	46,476,995	9,998.45	47,682,634	1.61
21	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED	銀行	18,664	2,539.29	47,393,448	2,438.73	45,516,467	1.54
22	オーストラリア	株式	BHP BILLITON	素材	14,064	3,593.05	50,532,679	3,208.18	45,119,939	1.53
23	アメリカ	株式	GAMESTOP-A	小売	16,797	2,374.96	39,892,282	2,630.57	44,185,827	1.49
24	オーストラリア	株式	MACQUARIE GROUP	各種金融	12,142	3,675.31	44,625,649	3,638.09	44,173,804	1.49
25	アメリカ	株式	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	銀行	6,922	5,814.20	40,245,958	6,254.32	43,292,437	1.46
26	イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP	食品・飲料・タバコ	13,128	3,404.22	44,690,612	3,291.24	43,207,508	1.46
27	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,446	8,643.10	38,427,243	9,570.26	42,549,407	1.44
28	カナダ	株式	BARRICK GOLD	素材	15,374	2,922.90	44,936,808	2,762.58	42,472,015	1.44
29	ノルウェー	株式	YARA INTERNATIONAL	素材	9,940	4,474.48	44,476,370	4,267.99	42,423,900	1.43
30	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	8,465	5,199.23	44,011,564	4,834.02	40,920,057	1.38

種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率(%)
株式	エネルギー	11.69
	銀行	10.36
	素材	7.22
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.70
	資本財	7.89
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.33
	食品・飲料・タバコ	5.78
	電気通信サービス	5.09
	各種金融	6.49
	小売	4.54
	自動車・自動車部品	4.46
	ソフトウェア・サービス	4.58
	保険	3.28
	ヘルスケア機器・サービス	3.74
	公益事業	2.41
	運輸	2.01
	不動産	0.94
	家庭用品・パーソナル用品	1.17
	合 計	95.75

(注)業種については、M S C I 世界産業分類基準の産業グループに準じています。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第14期計算期間(平成15年 8 月28日現在)	18,658	18,658	0.4301	0.4301
第15期計算期間(平成16年 3 月 1 日現在)	18,971	18,971	0.4753	0.4753
第16期計算期間(平成16年 8 月30日現在)	16,922	16,922	0.4630	0.4630
第17期計算期間(平成17年 2 月28日現在)	16,507	16,507	0.5060	0.5060
第18期計算期間(平成17年 8 月29日現在)	15,007	15,007	0.5072	0.5072
第19期計算期間(平成18年 2 月28日現在)	10,759	10,759	0.5698	0.5698
第20期計算期間(平成18年 8 月28日現在)	9,452	9,452	0.5735	0.5735
第21期計算期間(平成19年 2 月28日現在)	8,761	8,761	0.6092	0.6092
第22期計算期間(平成19年 8 月28日現在)	7,909	7,909	0.6024	0.6024
第23期計算期間(平成20年 2 月28日現在)	6,027	6,027	0.5401	0.5401
第24期計算期間(平成20年 8 月28日現在)	4,529	4,529	0.4956	0.4956
第25期計算期間(平成21年 3 月 2 日現在)	2,857	2,857	0.3229	0.3229
第26期計算期間(平成21年 8 月28日現在)	3,756	3,756	0.4460	0.4460
第27期計算期間(平成22年 3 月 1 日現在)	3,653	3,653	0.4662	0.4662
第28期計算期間(平成22年 8 月30日現在)	3,221	3,221	0.4434	0.4434
第29期計算期間(平成23年 2 月28日現在)	3,416	3,416	0.5133	0.5133
第30期計算期間(平成23年 8 月29日現在)	2,677	2,677	0.4212	0.4212
第31期計算期間(平成24年 2 月28日現在)	2,868	2,868	0.4725	0.4725
第32期計算期間(平成24年 8 月28日現在)	2,618	2,618	0.4527	0.4527
第33期計算期間(平成25年 2 月28日現在)	2,902	2,902	0.5318	0.5318
平成24年 3 月末日	2,831	-	0.4696	-
平成24年 4 月末日	2,745	-	0.4603	-
平成24年 5 月末日	2,465	-	0.4161	-
平成24年 6 月末日	2,510	-	0.4256	-
平成24年 7 月末日	2,550	-	0.4377	-
平成24年 8 月末日	2,571	-	0.4453	-
平成24年 9 月末日	2,614	-	0.4588	-
平成24年10月末日	2,569	-	0.4558	-
平成24年11月末日	2,621	-	0.4705	-
平成24年12月末日	2,724	-	0.4940	-
平成25年 1 月末日	2,901	-	0.5283	-
平成25年 2 月末日	2,902	-	0.5318	-
平成25年 3 月末日	2,948	-	0.5430	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
--	--------------

第14期計算期間	0.0000
第15期計算期間	0.0000
第16期計算期間	0.0000
第17期計算期間	0.0000
第18期計算期間	0.0000
第19期計算期間	0.0000
第20期計算期間	0.0000
第21期計算期間	0.0000
第22期計算期間	0.0000
第23期計算期間	0.0000
第24期計算期間	0.0000
第25期計算期間	0.0000
第26期計算期間	0.0000
第27期計算期間	0.0000
第28期計算期間	0.0000
第29期計算期間	0.0000
第30期計算期間	0.0000
第31期計算期間	0.0000
第32期計算期間	0.0000
第33期計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第14期計算期間	18.91
第15期計算期間	10.51
第16期計算期間	2.59
第17期計算期間	9.29
第18期計算期間	0.24
第19期計算期間	12.34
第20期計算期間	0.65
第21期計算期間	6.22
第22期計算期間	1.12
第23期計算期間	10.34
第24期計算期間	8.24
第25期計算期間	34.85
第26期計算期間	38.12
第27期計算期間	4.53
第28期計算期間	4.89
第29期計算期間	15.76
第30期計算期間	17.94

第31期計算期間	12.18
第32期計算期間	4.19
第33期計算期間	17.47

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第14期計算期間	264,900,642	3,793,672,096
第15期計算期間	113,503,558	3,582,444,362
第16期計算期間	82,381,916	3,444,223,015
第17期計算期間	64,128,812	3,989,576,651
第18期計算期間	78,732,766	3,117,641,742
第19期計算期間	69,113,694	10,773,047,984
第20期計算期間	31,967,882	2,432,628,301
第21期計算期間	26,821,455	2,127,124,598
第22期計算期間	23,912,834	1,274,949,902
第23期計算期間	24,166,880	1,994,730,910
第24期計算期間	24,181,246	2,046,203,602
第25期計算期間	29,325,491	320,224,858
第26期計算期間	27,343,897	452,105,949
第27期計算期間	20,857,653	606,585,362
第28期計算期間	19,911,340	592,572,681
第29期計算期間	17,126,256	624,806,605
第30期計算期間	16,663,869	316,546,799
第31期計算期間	17,209,509	302,811,729
第32期計算期間	15,842,859	303,215,298
第33期計算期間	9,334,063	334,471,617

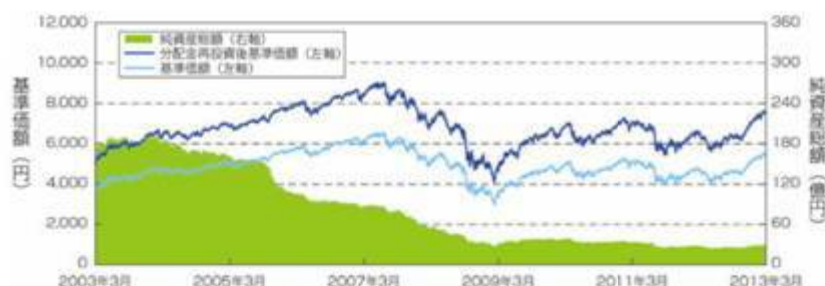
(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報) 交付目論見書に記載する運用実績

(2013年3月29日現在)

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



* 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	5,430 円
純資産総額	2,949 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1 ヵ月	2.1%
3 ヵ月	9.9%
6 ヵ月	18.4%
1 年	15.6%
3 年	9.0%
5 年	8.1%
設定来	-25.1%

* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2011年2月	2011年8月	2012年2月	2012年8月	2013年2月	設定来累計
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	3,344 円

主要な資産の状況

■資産配分

	純資産比
株式	95.8%
債券	0.0%
キャッシュ等	4.2%
外貨建資産	81.8%

* 株式には、外国投資信託証券などが含まれています。

株式銘柄数	67
対円ヘッジ比率	71.2%

■組入株式上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	CORNING	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.2%
2	アサヒグループホールディングス	日本	食品・飲料・タバコ	2.4%
3	CISCO SYSTEMS	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.2%
4	日産自動車	日本	自動車・自動車部品	2.1%
5	ACE	アメリカ	保険	2.1%
6	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	各種金融	2.1%
7	WESTERN DIGITAL	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.0%
8	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.0%
9	VALERO ENERGY	アメリカ	エネルギー	2.0%
10	BARCLAYS	イギリス	銀行	2.0%

* 国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。業種は、MSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。ただし業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

年間収益率の推移



* ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

* 2013年は3月末までの騰落率を表示しています。

- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。				
購入単位	分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。 なお、購入後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 <table border="1"> <tr> <td>自動けいぞく投資コース</td><td>1万円以上1円単位</td></tr> <tr> <td>一般コース</td><td>1万口以上1万口単位</td></tr> </table> *「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。	自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位	一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位				
一般コース	1万口以上1万口単位				
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。				
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。				
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。				
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「自動けいぞく投資コース」 ファンドの購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。				

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。	
換金単位	「自動けいぞく投資コース」	1口単位または1円単位
	「一般コース」	1万口単位
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。	
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。	
換金手数料	ありません。	
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。	
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して4営業日目から、販売会社でお支払いいたします。	

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、1 顧客 1 日当たり10億円を超える換金はありません。また、別途、1 顧客 1 日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況などによっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金のお申し込みの受付時間に制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
買取請求	買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5 営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者としてします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 <pre> graph LR A[ファンドの投資信託財産に属する資産（時価評価）] --> B[ファンドの資産総額] B --> C[ファンドの負債総額] C --> D[ファンドの純資産総額] D --> E[ファンドの受益権口数] E --> F[ファンドの基準価額] </pre> $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「G T イン」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 基準価額の照会先 インベスコ投信投資顧問株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/

主な投資資産の評価方法		
	投資資産	評価方法
	株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。
	公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：平成8年8月30日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	---

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年3月1日から8月28日および8月29日から翌年2月28日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5)【その他】

繰上償還	・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 繰上償還の流れ <pre> graph LR A[委託会社による 繰上償還の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(繰上償還実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[繰上償還不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 * 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 * 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
信託約款の変更	・ 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・ 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・ その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更の流れ <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。

反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の３カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
------------	---

償還金に対する請求権	・ 受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・ 受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
反対者の買取請求権	・ 委託会社が、信託契約の解約または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1 カ月を下回らないものとします。）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。 ・ 所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間（平成24年8月29日から平成25年2月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

G Tグローバル インベストメント・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第32期 (平成24年 8 月28日現在)	第33期 (平成25年 2 月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	30,981,877	38,640,089
コール・ローン	7,419,671	1,147,729
株式	2,583,204,017	3,067,684,440
派生商品評価勘定	14,046,753	2,900
未収入金	12,042,036	-
未収配当金	6,198,900	6,857,979
未収利息	10	1
流動資産合計	2,653,893,264	3,114,333,138
資産合計	2,653,893,264	3,114,333,138
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,028,602	183,232,178
未払解約金	676,067	273,748
未払受託者報酬	1,380,011	1,426,995
未払委託者報酬	25,254,217	26,114,031
その他未払費用	399,000	399,000
流動負債合計	35,737,897	211,445,952
負債合計	35,737,897	211,445,952
純資産の部		
元本等		
元本	5,783,841,496	5,458,703,942
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,165,686,129	2,555,816,756
（分配準備積立金）	420,949,622	427,192,436
元本等合計	2,618,155,367	2,902,887,186
純資産合計	2,618,155,367	2,902,887,186
負債純資産合計	2,653,893,264	3,114,333,138

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第32期 自 平成24年 2 月29日 至 平成24年 8 月28日	第33期 自 平成24年 8 月29日 至 平成25年 2 月28日
営業収益		
受取配当金	37,776,900	32,215,311
受取利息	16,647	7,062
有価証券売買等損益	110,555,170	392,344,160
為替差損益	23,001,353	41,899,971
その他収益	609,504	494,638
営業収益合計	95,153,472	466,961,142
営業費用		
受託者報酬	1,380,011	1,426,995
委託者報酬	25,254,217	26,114,031
その他費用	1,299,129	988,211
営業費用合計	27,933,357	28,529,237
営業利益又は営業損失（ ）	123,086,829	438,431,905
経常利益又は経常損失（ ）	123,086,829	438,431,905
当期純利益又は当期純損失（ ）	123,086,829	438,431,905
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,146,353	6,973,767
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,202,263,923	3,165,686,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	160,296,130	183,414,394
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	160,296,130	183,414,394
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,777,860	5,003,159
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,777,860	5,003,159
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,165,686,129	2,555,816,756

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)及び外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第32期 (平成24年 8 月28日現在)		第33期 (平成25年 2 月28日現在)	
1. 期首元本額	6,071,213,935円	1. 期首元本額	5,783,841,496円
期中追加設定元本額	15,842,859円	期中追加設定元本額	9,334,063円
期中解約元本額	303,215,298円	期中解約元本額	334,471,617円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,783,841,496口	2. 計算期間末日における受益権の総数	5,458,703,942口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,165,686,129円であります。		3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,555,816,756円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第32期 自 平成24年 2 月29日 至 平成24年 8 月28日	第33期 自 平成24年 8 月29日 至 平成25年 2 月28日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 4,889,196円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 5,055,563円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,168,770円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(13,110,411円)及び分配準備積立金(410,780,852円)より分配対象収益は434,060,033円(1万口当たり750.46円)ですが、分配を行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(30,215,665円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(13,040,369円)及び分配準備積立金(396,976,771円)より分配対象収益は440,232,805円(1万口当たり806.45円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主として国内外の株式であります。国内外の株式は、価格変動リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、組入証券の発行者の信用リスク、組入証券の流動性リスク、新興諸国の株式に関するリスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を為替ヘッジ目的、円貨確定目的に限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第32期 (平成24年 8 月28日現在)	第33期 (平成25年 2 月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第32期 (平成24年 8 月28日現在)	第33期 (平成25年 2 月28日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株 式	98,201,244	360,781,097
合 計	98,201,244	360,781,097

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第32期(平成24年 8 月28日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	1,012,585,247	-	1,005,216,557	7,368,690
カナダドル	54,468,764	-	56,086,310	1,617,546
ユーロ	362,410,374	-	357,043,456	5,366,918
イギリスポンド	228,327,992	-	230,249,430	1,921,438
スイスフラン	69,777,868	-	68,621,810	1,156,058
オーストラリアドル	115,008,390	-	119,466,900	4,458,510
香港ドル	17,474,969	-	17,350,990	123,979
合 計	1,860,053,604	-	1,854,035,453	6,018,151

第33期(平成25年 2 月28日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	1,074,134,012	-	1,184,868,954	110,734,942
カナダドル	31,022,987	-	33,173,130	2,150,143
ユーロ	399,924,651	-	442,088,416	42,163,765
イギリスポンド	237,251,810	-	245,840,640	8,588,830
スイスフラン	76,492,217	-	83,589,570	7,097,353
オーストラリアドル	128,648,667	-	139,209,000	10,560,333
香港ドル	18,462,912	-	20,396,824	1,933,912
合 計	1,965,937,256	-	2,149,166,534	183,229,278

(注)時価の算定方法
為替予約の時価

- (1) 当計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
- イ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ロ) 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第32期 自 平成24年 2 月29日 至 平成24年 8 月28日	第33期 自 平成24年 8 月29日 至 平成25年 2 月28日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第32期 (平成24年 8 月28日現在)	第33期 (平成25年 2 月28日現在)
1口当たり純資産額 0.4527円 (1万口当たり純資産額 4,527円)	1口当たり純資産額 0.5318円 (1万口当たり純資産額 5,318円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

(平成25年 2 月28日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	アサヒグループホールディングス	34,300	2,340.00	80,262,000	
	J S R	17,300	1,890.00	32,697,000	
	日産自動車	74,300	937.00	69,619,100	
	日本郵船	97,000	233.00	22,601,000	
	日本電信電話	10,100	4,250.00	42,925,000	
	三菱商事	19,500	1,839.00	35,860,500	
	セブン&アイ・ホールディングス	10,900	2,706.00	29,495,400	
	ヤマダ電機	8,910	3,370.00	30,026,700	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	101,700	513.00	52,172,100	
	ディー・エヌ・エー	21,800	2,600.00	56,680,000	
	日本円小計	395,810		452,338,800	
アメリカドル	CHEVRON	6,346	116.65	740,260.90	
	CONOCOPHILLIPS	7,874	58.04	457,006.96	

	ENERGEN	8,102	46.21	374,393.42
	PHILLIPS 66	4,431	62.99	279,108.69
	VALERO ENERGY	14,984	45.99	689,114.16
	3M	5,235	103.57	542,188.95
	GENERAL DYNAMICS	9,074	68.55	622,022.70
	BEST BUY	12,483	16.60	207,217.80
	GAMESTOP-A	18,435	25.24	465,299.40
	KOHL'S	7,895	46.61	367,985.95
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND	19,781	32.00	632,992.00
	ENERGIZER HOLDINGS	4,040	91.39	369,215.60
	MEDTRONIC	9,125	44.54	406,427.50
	STRYKER	6,107	63.66	388,771.62
	WELLPOINT	6,978	62.46	435,845.88
	JOHNSON & JOHNSON	8,556	76.32	652,993.92
	MERCK	14,545	42.97	624,998.65
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	7,598	61.68	468,644.64
	BANK OF AMERICA	35,847	11.30	405,071.10
	JPMORGAN CHASE & CO	14,869	49.28	732,744.32
	NASDAQ OMX GROUP	17,835	31.79	566,974.65
	ACE	7,973	85.77	683,844.21
	MICROSOFT	13,305	27.81	370,012.05
	ORACLE	18,741	34.68	649,937.88
	CISCO SYSTEMS	35,436	20.89	740,258.04
	CORNING	83,714	12.59	1,053,959.26
	HEWLETT-PACKARD	18,331	19.77	362,403.87
	WESTERN DIGITAL	13,977	47.01	657,058.77
	アメリカドル小計	431,617		14,946,752.89 (1,382,724,109)
カナダドル	BARRICK GOLD	16,876	31.63	533,787.88
	TORONTO-DOMINION BANK	4,488	84.29	378,293.52
	カナダドル小計	21,364		912,081.40 (82,497,762)
ユーロ	ENI	16,771	17.38	291,479.98
	TOTAL	12,673	38.00	481,637.36
	SALZGITTER	5,332	37.16	198,163.78
	BOUYGUES	14,678	21.95	322,255.49
	VALLOUREC	7,659	41.16	315,244.44
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	28,564	14.94	426,746.16
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING-PFD	6,359	60.98	387,771.82
	SANOFI	4,879	71.42	348,458.18
	BNP PARIBAS	9,292	43.15	400,996.26
	TELEFONICA	34,481	9.80	337,913.80

	IBERDROLA	93,687	3.69	345,705.03
	ユーロ小計	234,375		3,856,372.30 (469,127,690)
イギリス ポンド	ROYAL DUTCH SHELL-B	12,627	22.09	278,993.56
	RIO TINTO	8,600	35.35	304,010.00
	IMPERIAL TOBACCO GROUP	14,409	23.80	342,934.20
	BARCLAYS	153,767	3.01	464,068.80
	STANDARD CHARTERED	20,483	17.75	363,573.25
	NATIONAL GRID	33,859	7.21	244,292.68
	イギリスポンド小計	243,745		1,997,872.49 (280,441,361)
スイス フラン	ABB-REG	17,384	21.16	367,845.44
	ZURICH INSURANCE	1,511	252.30	381,225.30
	SWISSCOM-REG	1,019	422.00	430,018.00
	スイスフラン小計	19,914		1,179,088.74 (117,472,611)
ノルウェー クローネ	STATOIL	13,164	143.00	1,882,452.00
	YARA INTERNATIONAL	10,911	277.70	3,029,984.70
	ノルウェークローネ小計	24,075		4,912,436.70 (79,974,469)
オーストラ リアドル	BHP BILLITON	15,435	36.69	566,310.15
	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP	13,262	28.28	375,049.36
	MACQUARIE GROUP	13,326	37.53	500,124.78
	TELSTRA	80,166	4.61	369,565.26
	オーストラリアドル小計	122,189		1,811,049.55 (171,796,160)
香港ドル	CHEUNG KONG HOLDINGS	22,000	119.30	2,624,600.00
	香港ドル小計	22,000		2,624,600.00 (31,311,478)
	合計	1,515,089		3,067,684,440 (2,615,345,640)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 28銘柄	100.00%	52.87%
カナダドル	株式 2銘柄	100.00%	3.15%
ユーロ	株式 11銘柄	100.00%	17.94%
イギリスポンド	株式 6銘柄	100.00%	10.72%
スイスフラン	株式 3銘柄	100.00%	4.49%
ノルウェークローネ	株式 2銘柄	100.00%	3.06%

オーストラリアドル	株式	4 銘柄	100.00%	6.57%
香港ドル	株式	1 銘柄	100.00%	1.20%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成25年 3 月29日現在)

資産総額	3,013,935,650 円
負債総額	64,988,026 円
純資産総額(-)	2,948,947,624 円
発行済数量	5,430,345,333 口
1 単位当たり純資産額(/)	0.5430 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 * 委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、必要がある場合に随時開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成25年3月29日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	60	396,886
	公社債投資信託	1	1,944
	合 計	61	398,830
* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。			

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるインベスコ投信投資顧問株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)の財務諸表、及び当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		1,586,424		1,541,296
前払費用		40,268		49,463
未収入金		259,950		206,492
未収委託者報酬		678,810		461,845
未収運用受託報酬		360,716		396,891
未収投資助言報酬		256		417
未収消費税		131,387		-
その他の流動資産		9,872		5,020
流動資産計		3,067,687		2,661,426
固定資産				
有形固定資産 1				
建物附属設備	148,302		227,003	
器具備品	23,139		102,444	
建設仮勘定	-	171,442	1,251	330,699
無形固定資産				
ソフトウェア	13,742		31,159	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	480,837		455,858	
顧客関連資産	2,577,509	3,076,061	2,443,612	2,934,602
投資その他の資産				
投資有価証券	657		470	
差入保証金	257,680		252,084	
その他の投資	13,405		10,463	
貸倒引当金	-	271,742	7,400	255,618
固定資産計		3,519,247		3,520,921
資産合計		6,586,935		6,182,347

（単位：千円）

科目	前事業年度 （平成23年3月31日）		当事業年度 （平成24年3月31日）	
	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		357,451		142,830
未払金				
未払収益分配金	890		-	
未払償還金	55,764		42,139	
未払手数料	314,201		194,317	
その他の未払金	117,714	488,572	127,783	364,240
未払費用		147,616		312,226
短期借入金		1,500,000		-
未払法人税等		20,339		17,012
未払消費税等		-		70,931
賞与引当金		113,565		118,468
その他の流動負債		14,523		15,494
流動負債計		2,642,070		1,041,204
固定負債				
退職給付引当金		453,403		483,734
役員退職慰労引当金		33,574		47,224
資産除去債務		50,754		64,067
固定負債計		537,733		595,026
負債合計		3,179,803		1,636,230
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		3,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	980,511		1,406,953	
その他資本剰余金				
資本金減少差益	117,810		-	
資本剰余金合計		1,098,322		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	691,369		860,855	
利益剰余金合計		691,369		860,855
株主資本合計		3,406,953		4,546,097
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		178		18
評価・換算差額等合計		178		18
純資産合計		3,407,131		4,546,116
負債・純資産合計		6,586,935		6,182,347

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,697,221		2,376,754
運用受託報酬		1,509,700		1,734,123
投資助言報酬		3,466		3,983
その他営業収益		647,126		1,348,609
営業収益計		4,857,514		5,463,471
営業費用				
支払手数料		1,163,202		982,312
広告宣伝費		46,915		1,622
公告費		1,710		775
調査費				
調査費	242,140		253,140	
委託調査費	596,793		587,956	
図書費	3,405	842,339	3,225	844,322
委託計算費		180,895		183,222
営業雑経費				
通信費	25,893		25,593	
印刷費	49,667		37,802	
協会費	7,295	82,856	7,678	71,074
営業費用計		2,317,919		2,083,328
一般管理費				
給料				
役員報酬	312,178		350,719	
給料・手当	1,350,766		1,437,656	
賞与	447,390	2,110,335	486,657	2,275,033
退職金		84,620		43,186
交際費		9,641		9,085
寄付金		11,100		5,931
旅費交通費		67,886		81,834
租税公課		43,699		32,135
不動産賃借料		282,544		269,530
退職給付費用		110,375		116,685
役員退職慰労引当金繰入		9,831		13,650
賞与引当金繰入		113,565		118,468
減価償却費		148,121		205,326
福利厚生費		195,130		196,643
諸経費		616,113		608,863
一般管理費計		3,802,967		3,976,372
営業損失（ ）		1,263,372		596,230

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息		370		163
受取配当金		-		3,811
時効成立分配金償還金		7,173		14,350
雑益		1,557		1,703
営業外収益計		9,100		20,029
営業外費用				
支払利息 1		10,904		10,684
為替換算差損		6,559		273
雑損		760		768
営業外費用計		18,224		11,726
経常損失（ ）		1,272,495		587,927
特別損失				
本社移転費用		-		258,890
組織再編関連費用		139,846		-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		9,820		-
固定資産除却損		78		-
その他		-		10,238
特別損失計		149,744		269,128
税引前当期純損失（ ）		1,422,240		857,055
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等計		3,800		3,800
当期純損失（ ）		1,426,040		860,855

(3) 【株主資本等変動計算書】

科目	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額
株 主 資 本		
資本金		
当期首残高	480,000	3,000,000
当期変動額		
新株の発行	2,520,000	1,000,000
当期変動額合計	2,520,000	1,000,000
当期末残高	3,000,000	4,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	114,578	980,511
当期変動額		
資本準備金の取崩		573,558
新株の発行	865,933	1,000,000
当期変動額合計	865,933	426,442
当期末残高	980,511	1,406,953
その他資本剰余金		
当期首残高	117,810	117,810
当期変動額		
資本準備金の取崩	-	573,558
欠損填補	-	691,369
当期変動額合計	-	117,810
当期末残高	117,810	-
資本剰余金合計		
当期首残高	232,389	1,098,322
当期変動額		
資本準備金の取崩	-	-
欠損填補	-	691,369
新株の発行	865,933	1,000,000
当期変動額合計	865,933	308,632
当期末残高	1,098,322	1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	734,670	691,369
当期変動額		
欠損填補		691,369
当期純損失()	1,426,040	860,855
当期変動額合計	1,426,040	169,486
当期末残高	691,369	860,855
利益剰余金合計		
当期首残高	734,670	691,369
当期変動額		
欠損填補		691,369
当期純損失()	1,426,040	860,855
当期変動額合計	1,426,040	169,486
当期末残高	691,369	860,855

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
	金額	金額
株主資本合計		
当期首残高	1,447,060	3,406,953
当期変動額		
資本準備金の取崩	-	-
欠損填補	-	-
新株の発行	3,385,933	2,000,000
当期純損失()	1,426,040	860,855
当期変動額合計	1,959,893	1,139,145
当期末残高	3,406,953	4,546,097
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	156	178
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22	159
当期変動額合計	22	159
当期末残高	178	18
評価・換算差額等合計		
当期首残高	156	178
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22	159
当期変動額合計	22	159
当期末残高	178	18
純資産合計		
当期首残高	1,447,216	3,407,131
当期変動額		
新株の発行	3,385,933	2,000,000
当期純損失()	1,426,040	860,855
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22	159
当期変動額合計	1,959,915	1,138,984
当期末残高	3,407,131	4,546,116

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

 定率法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物附属設備　15～24年

 器具備品　　　4～20年

（2）無形固定資産

 定額法を採用しております。

 なお、主な償却年数は20年であります。

 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（追加情報）

 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成23年3月31日）		当事業年度 （平成24年3月31日）	
1 有形固定資産から控除されている減価償却累計額		1 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	
建物附属設備	71,754 千円	建物附属設備	15,391 千円
器具備品	<u>72,352</u>	器具備品	<u>51,762</u>
計	144,107	計	67,154

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
支払利息	10,520千円	5,205千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	9,600	10,400	-	20,000

（変動事由の概要）

平成22年6月7日の取締役会決議による新株の発行 10,400株

当事業年度（自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	20,000	20,000	-	40,000

（変動事由の概要）

平成23年6月28日の取締役会決議による新株の発行 20,000株

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)																								
1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>有形固定資産 器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>54,202 千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td><u>54,202</u></td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>0</td></tr> <tr> <td></td><td>無形固定資産 ソフトウェア</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>18,145 千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td><u>18,145</u></td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>0</td></tr> <tr> <td></td><td>合計</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>72,347</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td><u>72,347</u></td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>0</td></tr> </table>		有形固定資産 器具備品	取得価額相当額	54,202 千円	減価償却累計額相当額	<u>54,202</u>	期末残高相当額	0		無形固定資産 ソフトウェア	取得価額相当額	18,145 千円	減価償却累計額相当額	<u>18,145</u>	期末残高相当額	0		合計	取得価額相当額	72,347	減価償却累計額相当額	<u>72,347</u>	期末残高相当額	0	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 _____
	有形固定資産 器具備品																								
取得価額相当額	54,202 千円																								
減価償却累計額相当額	<u>54,202</u>																								
期末残高相当額	0																								
	無形固定資産 ソフトウェア																								
取得価額相当額	18,145 千円																								
減価償却累計額相当額	<u>18,145</u>																								
期末残高相当額	0																								
	合計																								
取得価額相当額	72,347																								
減価償却累計額相当額	<u>72,347</u>																								
期末残高相当額	0																								
(2) 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>0 千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td><u>0</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>0</td></tr> </table>	1 年内	0 千円	1 年超	<u>0</u>	合計	0	(2) 未経過リース料期末残高相当額 _____																		
1 年内	0 千円																								
1 年超	<u>0</u>																								
合計	0																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>11,810千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>10,853千円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>213千円</td></tr> </table>	支払リース料	11,810千円	減価償却費相当額	10,853千円	支払利息相当額	213千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 _____																		
支払リース料	11,810千円																								
減価償却費相当額	10,853千円																								
支払利息相当額	213千円																								
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 _____																								

67/99

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,586,424	1,586,424	-
(2)未収入金	259,950	259,950	-
(3)未収委託者報酬	678,810	678,810	-
(4)未収運用受託報酬	360,716	360,716	-
(5)未収投資助言報酬	256	256	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	657	657	-
資産計	2,886,816	2,886,816	-
(1)未払金	(488,572)	(488,572)	-
(2)短期借入金	(1,500,000)	(1,500,000)	-
負債計	(1,988,572)	(1,988,572)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,541,296	1,541,296	-
(2)未収入金	206,492	206,492	-
(3)未収委託者報酬	461,845	461,845	-
(4)未収運用受託報酬	396,891	396,891	-
(5)未収投資助言報酬	417	417	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	470	470	-
資産計	2,607,413	2,607,413	-
(1)未払金	(364,240)	(364,240)	-
負債計	(364,240)	(364,240)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払金 及び(2)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,586,424	-	-
(2)未収入金	259,950	-	-
(3)未収委託者報酬	678,810	-	-
(4)未収運用受託報酬	360,716	-	-
(5)未収投資助言報酬	256	-	-
合計	2,886,159	-	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
--	------	--------------	------

(1)預金	1,541,296	-	-
(2)未収入金	206,492	-	-
(3)未収委託者報酬	461,845	-	-
(4)未収運用受託報酬	396,891	-	-
(5)未収投資助言報酬	417	-	-
合計	2,606,942	-	-

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	479	657	178
小計	479	657	178
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	479	657	178

当事業年度（平成24年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	452	470	18
小計	452	470	18
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	452	470	18

（退職給付関係）**1. 採用している退職給付制度の概要**

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務（千円）	453,403	483,734
退職給付引当金（千円）	453,403	483,734

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
勤務費用（千円）	110,375	116,685
退職給付費用（千円）	110,375	116,685

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)流動資産		
賞与引当金	46,210	42,222
未払費用	42,603	29,560
株式報酬費用加算	47,277	28,182
その他	11,897	3,082
計	147,987	103,047
(2)固定資産		
退職給付引当金	184,490	173,205
役員退職給付引当金	13,662	16,830
繰越欠損金	1,046,191	1,114,161
その他	5,204	6,585
計	1,249,547	1,310,783
繰延税金資産小計	1,397,534	1,413,830
評価性引当金	1,397,534	1,413,830
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度に係る、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払いが見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う現状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高（注1）	42,199千円	50,754千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,518千円	63,974千円
見積額変更による減少額（注2）	—	7,230千円
その他	—	24,821千円
有形固定資産の除去に伴う取崩額	1,036千円	68,876千円
時の経過による調整額	—	622千円
期末残高	50,754千円	64,067千円

（注1）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（注2）当事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	中国	その他	合計
1,032,448	619,731	428,624	75,649	3,838	2,160,293

（注1）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	欧州	中国	その他	合計
1,230,735	1,360,768	469,356	18,534	7,321	3,086,716

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,102,416

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco UK Ltd.	30 Finsbury Square, London, UK	172,231千 英ポンド	投資顧問業	(被所有) 間接 100.00	共通一般管理費 の管理 資金の援助	支払利息	10,520	その他の 未払金	10,520
							資金の借入	1,000,000	短期借入金	1,000,000
親会社	Invesco Asset Management Ltd.	30 Finsbury Square, London, UK	216,722千 英ポンド	投資顧問業	(被所有) 直接 100.00	投資顧問契約の 再委任等	株主割当増資	3,385,933	—	—

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注3）資金の借入については、担保は差し入れておりません。

（注4）株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり3,550米ドルで発行しております。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	750千 米ドル	不動産投資・ 管理業務	なし	サービスフィーの 受取と支払、一般管 理費の立替	支払利息	383	その他の 未払金	383
							資金の借入	500,000	短期借入金	500,000
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	751,434千 米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再 委任等	その他営業収 益の受取	261,049	未収入金	121,375

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注3）資金の借入については、担保は差し入れておりません。

（注4）その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco UK Ltd.	30 Finsbury Square, London, UK	172,231千 英ポンド	投資顧問業	(被所有) 間接 100.00	共通一般管理費 の管理 資金の援助	支払利息	5,205	その他の 未払金	—
							借入金の返済	1,000,000	短期借入金	—
親会社	Invesco Asset Management Ltd.	30 Finsbury Square, London, UK	216,722千 英ポンド	投資顧問業	(被所有) 直接 100.00	投資顧問契約の 再委任等	株主割当増資	2,000,000	—	—

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注3）株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり100,000円で発行しております。

（注4）親会社からの資金の借入れについては、平成23年6月に返済を行いました。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	750千 米ドル	不動産投資・管理業務	なし	サービスフィーの 受取と支払、一般管 理費の立替	支払利息	5,479	その他の 未払金	—
							借入金の返済	500,000	短期借入金	—
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	751,434千 米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再 委任等	その他営業収 益の受取	1,102,416	未収入金	97,251

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注3）その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

（注4）資金の借入れについては、平成23年9月に返済を行いました。

２．親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Asset Management Ltd.（非上場）

Invesco UK Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)
1株当たり純資産額 170,356円58銭	1株当たり純資産額 113,652円91銭
1株当たり当期純損失金額 79,832円06銭	1株当たり当期純損失金額 24,769円97銭

（注）なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)
当期純損失（ ）（千円）	1,426,040	860,855
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	1,426,040	860,855
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	17,863	34,754

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

２．中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (平成24年 9月 30日)	
	内訳	金額
(資産の部)		
流動資産		
預金		1,591,829
前払費用		72,796
未収入金		155,164
未収委託者報酬		429,913
未収運用受託報酬		525,314
未収投資助言報酬		321
その他の流動資産		5,398
流動資産計		2,780,739
固定資産		
有形固定資産 1		
建物附属設備	211,413	
器具備品	96,511	
建設仮勘定	1,251	309,176
無形固定資産		
ソフトウェア	35,935	
電話加入権	3,972	
のれん	443,369	
顧客関連資産	2,376,664	2,859,941
投資その他の資産		
投資有価証券	446	
差入保証金	235,776	
その他の投資	10,200	
貸倒引当金	8,600	237,824
固定資産計		3,406,942
資産合計		6,187,681

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 （平成24年 9月 30日）	
	内訳	金額
（負債の部）		
流動負債		
預り金		154,549
未払金		
未払償還金	41,315	
未払手数料	176,123	
その他の未払金	82,784	300,223
未払費用		232,590
未払法人税等		18,018
未払消費税等 2		19,057
賞与引当金		352,192
その他の流動負債		32,730
流動負債計		1,109,363
固定負債		
退職給付引当金		533,114
役員退職慰労引当金		55,766
資産除去債務		64,178
固定負債計		653,059
負債合計		1,762,423
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	981,689	
利益剰余金合計		981,689
株主資本合計		4,425,263
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		5
評価・換算差額等合計		5
純資産合計		4,425,258
負債・純資産合計		6,187,681

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 24年 9月 30日)	
	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		1,049,683
運用受託報酬		844,888
投資助言報酬		2,217
その他営業収益		803,897
営業収益計		2,700,686
営業費用		
支払手数料		419,080
広告宣伝費		2,415
公告費		1,155
調査費		
調査費	120,129	
委託調査費	260,609	
図書費	1,801	382,540
委託計算費		86,286
営業雑経費		
通信費	12,820	
印刷費	17,161	
協会費	4,994	34,976
営業費用計		926,454
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,510	
給料・手当	711,275	
賞与	99,803	928,589
交際費		3,432
寄付金		500
旅費交通費		48,697
租税公課		14,467
不動産賃借料		133,960
退職給付費用		59,534
役員退職慰労引当金繰入		8,542
賞与引当金繰入		233,724
減価償却費 1		113,511
福利厚生費		98,471
諸経費		247,172
一般管理費計		1,890,604
営業損失（ ）		116,372

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 24年 9月 30日)	
	内訳	金額
営業外収益		
受取利息		71
保険配当金		2,926
為替換算差益		1,145
雑益		91
営業外収益計		4,234
営業外費用		
雑損		59
営業外費用計		59
経常損失（ ）		112,197
特別損失		
貸倒引当金繰入		1,200
特別損失計		1,200
税引前中間純損失（ ）		113,397
法人税、住民税及び事業税		7,436
法人税等計		7,436
中間純損失（ ）		120,833

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 24年 9月 30日)
	金額
株 主 資 本	
資本金	
当期首残高	4,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,406,953
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,406,953
資本剰余金合計	
当期首残高	1,406,953
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,406,953
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	860,855
当中間期変動額	
中間純損失()	120,833
当中間期変動額合計	120,833
当中間期末残高	981,689
利益剰余金合計	
当期首残高	860,855
当中間期変動額	
中間純損失()	120,833
当中間期変動額合計	120,833
当中間期末残高	981,689
株主資本合計	
当期首残高	4,546,097
当中間期変動額	
中間純損失()	120,833
当中間期変動額合計	120,833
当中間期末残高	4,425,263
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	18
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24
当中間期変動額合計	24
当中間期末残高	5
評価・換算差額等合計	
当期首残高	18
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24
当中間期変動額合計	24
当中間期末残高	5
純資産合計	
当期首残高	4,546,116
当中間期変動額	
中間純損失()	120,833
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24
当中間期変動額合計	120,858
当中間期末残高	4,425,258

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15～24年

器具備品 4～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

また、平成24年3月31日以前に取得した有形固定資産についても、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これは、同一の使用環境下にある有形固定資産の減価償却の方法を統一することで、より適正な期間配分を図るために行うものです。

なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	96,410千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
有形固定資産	29,367千円
無形固定資産	84,143千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1．当中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	40,000	-	-	40,000

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (平成24年 9 月30日)
1年以内	207,226千円
1年超	604,411千円
合計	811,638千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

当中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

	中間貸借対照表計上額(*) (千円)	時価(*) (千円)	差額 (千円)
(1)預金	1,591,829	1,591,829	-
(2)未収入金	155,164	155,164	-
(3)未収委託者報酬	429,913	429,913	-

(4)未収運用受託報酬	525,314	525,314	-
(5)未収投資助言報酬	321	321	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	446	446	-
資産計	2,702,989	2,702,989	-
(1)未払金	(300,223)	(300,223)	-
負債計	(300,223)	(300,223)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間（平成24年9月30日）

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	452	446	5
小計	452	446	5
合計	452	446	5

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	64,067千円
時の経過による調整額	111千円
中間期末残高	64,178千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
654,434	803,700	183,539	9,328	1,651,003

（注）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	645,854

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	110,631円45銭

	当中間会計期間 (自 平成 24年4月1日 至 平成 24年9月30日)
(2) 1株当たり中間純損失金額()(千円)	3,020円84銭
(算定上の基礎)	
中間純損失金額()(千円)	120,833
普通株式に係る中間純損失()(千円)	120,833
普通株主に帰属しない金額()(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c. 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	---

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成24年9月30日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成24年9月30日現在)	事業の内容
高木証券株式会社	11,069百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	
株式会社第三銀行	37,461百万円	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成24年12月31日現在)	事業の内容
インベスコ・アドバイザーズ・インク	751,434,038米ドル (約65,059百万円)	米国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

米ドルの円換算は、平成24年12月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝86.58円）によります。

2【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社	委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年11月26日	有価証券報告書
平成24年11月26日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年4月16日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG Tグローバル インベストメント・オープンの平成24年8月29日から平成25年2月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G Tグローバル インベストメント・オープンの平成25年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鴨下 裕嗣
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月14日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴨下 裕嗣
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その
原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)